

姫カックラブ共通規約（案）

※本規約は令和8年度の本格実施に向けた「予定案」であり、今後導入するシステム仕様や協議状況により変更となる場合があります。

第1章 総則

第1条（目的）

- 1 本規約は、姫カッコンソーシアム事務局が実施する「姫カックラブ」（以下「本クラブ活動」）に関する事項を定めるものである。

第2条（本クラブ活動のガイドライン）

- 1 本クラブ活動は、姫路市教育委員会の定める「姫路市中学校部活動の地域展開 姫カッ活動ガイドライン（以下「ガイドライン」）」に基づき実施する。

第3条（用語の定義）

- 1 本クラブ活動を実施する団体を以下のとおり定義する。

(1) 管理主体（姫路市教育委員会）

地域クラブの活動方針の基本理念の実現のために地域クラブ活動の認定、指導者の認定、指定研修の実施、活動場所のコーディネート、姫カッ全体の運営方針の決定を行う。

(2) 運営主体（姫カッコンソーシアム事務局）

管理主体の要請を受け、本クラブ運営に係る事務の一部（参加申し込みの受付、参加費の集金、保険の加入、指導報酬の支払い、連絡ツールの導入等）の一元管理を行う。

(3) 実施団体（各姫カックラブ）

管理主体から認定を受け、中学生へスポーツ・文化芸術活動の指導を行う。

(4) 参加者

本クラブ活動に参加する生徒及びその保護者を総称して「参加者」という。ただし、特に保護者のみを指す場合は、「保護者」と表記する。

第2章 参加会員

第4条（参加の条件等）

- 1 本クラブ活動の参加者は、以下の要件を満たす者とし、また参加者は、活動種目の性質上、少なからず危険が伴うものであることを認識し、各自の責任において、体調、安全に配慮するとともに、他の参加者が怪我や事故に合わないよう相互に配慮する。
 - (1) 本規約及びガイドラインを遵守すること。
 - (2) 保護者の同意を得ていること。
 - (3) 医師等により活動を禁じられておらず、活動種目への参加に支障がないと申告された者であること。
 - (4) 過去の参加費等について未払いの債務がない者であること。
 - (5) 上記以外で管理主体が特別に認めた者であること。

第5条（会員契約の成立）

- 1 参加者と運営主体との会員契約は、保護者が本規約に同意したうえで、月会費及び年会費の支払い手続きを完了した後に成立するものとする。

第6条（参加資格）

- 1 参加を希望する者は、所定の入会手続きを行い、運営主体の承認を得るものとする。
- 2 入会手続きは別に定める。
- 3 参加資格を他に譲渡、共有または貸与することはできない。

第7条（参加可能な活動エリア）

- 1 実施団体ごとに募集対象校区を設定し、参加者は希望する実施団体へ参加することを基本とする。なお、各家庭の判断により対象校区以外の実施団体に参加することも可能とする。

第8条（参加費の支払い）

- 1 本クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち指導報酬、保険料、会員アプリ使用料等に充てるために月会費及び年会費を徴収する。
- 2 運営主体は、月会費及び年会費の金額及び内容を管理主体と協議したうえで決定または変更することができるものとし、変更後の料金及び内容については、該当する全ての参加者に適用する。
- 3 月会費は活動種目や活動回数に応じて定めることとする。

- 4 月会費及び年会費の支払は運営主体が定める支払い方法による。
- 5 月会費は、活動への参加有無にかかわらず、支払う。
- 6 参加者が申告した参加開始日以降、参加者が支払った月会費及び年会費は、参加者の自己都合（欠席・退会等）による場合、理由の如何に問わず返金されないものとする。ただし、運営主体、実施団体又は指導者の責めに帰すべき事由により活動が全く実施されなかった場合はこの限りではない。
- 7 参加者が、本クラブ活動を退会し、再度本クラブへ入会する場合、参加者は改めて年会費及び月会費を支払うものとする。ただし、年会費については、参加者より同一年度に再度入会する旨の申告があった場合に限り免除する。

第9条（参加費）

- 1 本クラブ活動の月会費及び年会費は以下のとおりとする。

(1) 月会費	毎週設定（年間 52 回）の場合	運動部	3,000 円
		文化部	2,000 円
	隔週設定（年間 26 回）の場合		1,500 円
(2) 年会費			3,000 円
- 2 活動回数は、実施団体が、年度当初に設定するものとし、年度途中の変更は原則認めない。ただし、実施団体より、特段の理由をもって変更申請があった場合は、運営主体は管理主体と十分協議を行ったうえで認めることとする。

第10条（諸手続きの期限と適用日）（※システム仕様により前後する可能性があります。）

- 1 入会、休会、再開及び退会に関する事務手続きの期限と適用日は、以下のとおりとする。なお、手続きの完了とは、運営主体の指定するシステム上での入力が入力が 23 時 59 分までに完了した状態を指す。
 - (1) 入会・再開手続き
 - ・毎月 10 日までに手続きが完了した場合：翌月 1 日を適用日とする。
 - ・毎月 11 日以降に手続きが完了した場合：翌々月 1 日を適用日とする。
 - (2) 退会・休会手続き
 - ・毎月 20 日までに手続きが完了した場合：当月末日を適用日（終了日）とする。
 - ・毎月 21 日以降に手続きが完了した場合：翌月末日を適用日（終了日）とする。
- 2 会費の支払いは、翌月分を前月 25 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、指定の決済手段により引き落とすものとする。（※決済代行会社の規定に準じて変更となることがあります。）
- 3 参加者が、運営主体、実施団体又は指導者に対し、口頭、電話、電子メール等による意思表示のみでは手続きは完了しない。所定の手続きが完了しない限り、会員権利及び会費の支払義務は継続するものとする。ただし、第 14 条による自動退会の場合はこの限

りではない。

第 11 条（入会の手続き）

- 1 本クラブ活動の入会を希望する者は、所定の手続きを行う。
- 2 入会日は、第 10 条に定める日とし、入会日より月会費の支払い義務が発生する。

第 12 条（休会・再開の手続き）

- 1 本クラブ活動の参加の休止又は再開を希望する者は、所定の手続きを行う。
- 2 休会期間中は、月会費の支払いを免除する。
- 3 休会期間は最大で 6 ヶ月までとし、それを超える場合は、退会したものとみなす。

第 13 条（退会の手続き）

- 1 本クラブ活動の退会を希望する者は、所定の手続きを行う。
- 2 退会日は、第 10 条に定める日とし、退会日をもって会員契約が終了する。

第 14 条（自動退会）

- 1 参加者が以下の各号のいずれかに該当した場合、運営主体は当該参加者を自動的に退会したものとみなすことができる。
 - (1) 月会費の支払いを合計 3 ヶ月分滞納したとき。
 - (2) 中学校を卒業したとき（当該年度の 3 月 31 日をもって退会とみなす）。
 - (3) 第 12 条第 3 項に定める休会期間（6 ヶ月）を経過したとき。
- 2 本条に基づき自動退会をした場合でも、これにより年会費、月会費等、その他の債務の支払義務が免除されるものではない。

第 3 章 クラブ活動

第 15 条（実施種目）

- 1 本クラブ活動は、管理主体が定めるエリアにおいて、管理主体が指定するスポーツ及び文化芸術活動を実施する。

第 16 条（最少催行人数）

- 1 本クラブの活動は、各号に定める人数以上の参加者が存する場合に限り実施するものとする。ただし、団体設立時においては、参加人数にかかわらず活動を行うことができる。
 - (1) 運動部 5 名

(2) 文化部 10名

- 2 毎年6月1日を基準日とし、同日時点の参加人数が前項各号に定める人数に満たない場合、当該活動は当該年度の末日（8月31日）をもって終了するものとする。
- 3 本条に定める人数を満たさないが、実施種目特性や地域特性など特段の配慮が必要な場合には、運営主体と管理主体が協議を行ったうえで認める場合がある。

第17条（事故等の責任）

- 1 本クラブ活動の参加者は、活動中において学校施設及び学校が所有する備品・消耗品を故意・重大な過失により破損した場合は、原状回復する責任を負うものとする。
- 2 本クラブ活動の参加者は、活動中に故意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 前項の賠償責任及び参加者自身の怪我については、次条に定める保険の補償範囲内での対応を原則とする。

第18条（傷害保険、賠償責任保険への加入）

- 1 本クラブ活動に係る保険は、運営主体が一括してスポーツ安全保険に加入する。
- 2 クラブ活動中に生じた怪我、事故等については、前項の保険の補償の範囲で対応するものとする。
- 3 保険料については、各加入者の実費負担とする。

第19条（活動内容）

- 1 本クラブ活動は、ガイドラインに基づき次の活動を行う。
 - (1) 各種目の技術習得・向上に向けた活動
 - (2) 各種目体験を通じて、教育的に意義のある人格形成に寄与する活動
 - (3) 他クラブとの合同練習、交流会や各種大会、コンクール等への参加活動（スクール型は除く）
 - (4) その他、ガイドラインの理念を達成するために必要な活動

第20条（活動日）

- 1 改革実行期（令和8年9月1日から令和10年9月30日まで）の活動は休日（土曜日、日曜日、祝日）に実施することとし、週休日のうち1日は休養日とすることを原則とする。ただし、大会参加や雨天中止した際の振替を行う場合は、2日連続の活動も可能とする。
- 2 活動日数は年間52日以内とする。ただし、令和8年度の活動日数は年間30日以内とする。

第 21 条（活動時間）

- 1 活動時間は原則 3 時間程度とする。ただし、大会などの引率時はこの限りではない。

第 22 条（活動場所）

- 1 本クラブ活動の活動場所は、中学校施設を基本とする。

第 23 条（活動の計画的な実施）

- 1 本クラブ活動は、活動ごとに活動方針及び指導方針を定め、年間及び月間の活動計画に基づき、計画的に実施するものとする。
- 2 実施団体は、活動計画を年度当初に運営主体へ報告を行う。

第 24 条（クラブミーティングの開催）

- 1 本クラブ活動は、活動ごとに活動方針及び指導方針等のほか、運営に必要な重要事項を自主的に判断、決定することとし、重要事項の決定にあたっては、参加者及び指導者によるクラブミーティングを開催し、円滑で民主的な合意形成に努めるものとする。

第 25 条（休止）

- 1 実施団体及び運営主体は、以下の各号に定める場合、本クラブ活動の全部または一部を休業とすることがある。
 - (1) 気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により、活動できない場合
 - (2) 法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合
 - (3) 学校施設の点検、補修、改修その他本施設の運用管理上、活動できないと判断した場合
- 2 本条の理由により、活動の全部を休業とする場合、運営主体の判断により会費の返金、その他の対応を取ることがある。

第 26 条（拾得物）

- 1 参加者が活動施設に忘れ物または落し物（以下「拾得物」という）をされた場合、速やかにその旨を活動施設及び実施団体に問い合わせるものとします。
- 2 参加者が拾得物を発見した場合は、速やかに実施団体の指導者へ引き渡す。
- 3 拾得物の所有者が判明しない場合、実施団体は、当該拾得物を活動施設の管理者に引き渡すものとする。その後の保管、処分、その他の取扱いについては、当該施設の規定に従うものとする。

第 27 条（盗難及び紛失）

- 1 参加者及び指導者は、自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理する。
- 2 活動施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、運営主体に故意または重大な過失がある場合を除き、運営主体は何らの賠償責任も負わないものとする。

第 28 条（告知及びご連絡）

- 1 運営主体が参加者に対して行う告知及び連絡は、原則として運営主体が指定するウェブサイト又は連絡ツールによるものとし、参加者は、運営主体からの告知及び連絡に留意するものとする。また、告知内容を、参加者が認識しなかったことについて、運営主体は、何らの責任も負わないものとする。
- 2 運営主体は、告知及び連絡の内容、性質に応じて、参加者への郵送、電子メール、配布物など運営主体がその都度判断する手段により、告知及び連絡を行うことができる。
- 3 運営主体から参加者への郵送または電子メールは、参加者が運営主体に申告した住所またはアドレスに宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレスに宛てて発信された書面または電子メールが参加者に到達しなかったことについて、運営主体は何らの責任も負わない。

第 4 章 指導者

第 29 条（指導者）

- 1 本クラブ活動において指導等を行う指導者は、管理主体より認定を受けた指導者とする。
- 2 運営主体と指導者の関係は、業務委託またはボランティアとしての参画であり、雇用契約に基づく労働関係を生じさせるものではない。

第 30 条（指導体制）

- 1 本クラブ活動は、必ず認定を受けた指導者が立ち合いのもと行う。

第 31 条（指導者への報酬の支払い）

- 1 指導者には指導等の実績に応じて報酬を支払うものとする。
 - (1) 通常活動 1 回あたり日額 4,500 円
 - (2) 大会引率等（1 日概ね 6 時間以上かつ指定する大会）：日額 9,000 円
- 2 天候不順その他指導者の責めに帰すべき事由によらず、急遽事業が中止となった場合において、指導者が既に会場へ到着していたときは、前項に定める額を支払うものとする。

第 32 条（報酬の支払い上限人数と回数）

- 1 本クラブ活動において謝金支払いの対象となる指導者の上限人数は、参加人数に応じて以下のとおり定める。

運動部

- (1) 参加者 4名以下：1名
- (2) 参加者 5名以上 24名以下：2名
- (3) 参加者 25名以上 39名以下：3名
- (4) 参加者 40名以上：4名

文化部

- (1) 参加者 9名以下：1名
- (2) 参加者 10名以上：2名

- 2 前項の参加人数の基準日は5月1日（5月から8月まで適用）及び9月1日（9月から翌年4月まで適用）とする。
- 3 各実施団体における謝金支払対象となる活動回数は、第20条の活動回数に準ずるものとする。うち、大会引率報酬（9,000円）の適用は、年間12回を上限とする。ただし、令和8年度については、年間7回を上限とする。
- 4 競技種目の特性上、安全確保のために運営主体が特に危険を伴うと判断するものについては、第1項の規定にかかわらず、指導者を追加で配置できるものとする。
- 5 第1項に定める指導者数の上限規定を回避する目的で、合理的な理由なくクラブを分割することは認めない。クラブ分割の可否については、活動内容の専門性や安全管理上の必要性を考慮し、管理主体及び運営主体がその妥当性を判断するものとする。

第33条（実績報告と支払い事務）

- 1 指導実績の報告および報酬の請求に関する事務手続きは、実施団体の代表者が取りまとめて行う。
- 2 代表者は、毎月末日をもって指導実績を締め切り、翌月10日までに運営主体へ所定の手続きにより報告するものとする。運営主体は報告内容を確認の上、翌月末日までに各指導者の口座へ振り込みを行う。
- 3 代表者が取りまとめた報告内容の誤りに起因して生じた損害や指導者間の紛争について、運営主体は一切の責任を負わない。

第5章 倫理・コンプライアンス

第34条（倫理規範）

- 1 本クラブ活動の参加者及び指導者は、本クラブ活動の参加にあたっては、それぞれ次の

各項に掲げる倫理規範を守らなければならない。

2 参加者の倫理規範

- (1) 本クラブの理念を理解し、公正で誠実な活動を行う。
- (2) 他の参加者や指導者への敬意を払う。
- (3) いじめ・差別・暴言を禁止し、仲間と協力して活動に参加する。

3 保護者の倫理規範

- (1) 本クラブの理念を理解し、円滑な活動のために協力する。
- (2) 指導者を尊重し、指導方針に不当な介入や過度な要求を行わない。
- (3) 他の保護者・参加者・指導者への誹謗中傷や不適切な言動を慎む。
- (4) 大会やコンクールの結果に対する過度な勝利の期待を指導者へ強要しない。

4 指導者の倫理規範

- (1) 指導者としての品位を保ち、模範的な行動を取る。
- (2) 参加者の人格を尊重し、体罰や暴言、ハラスメントを絶対に行わない。
- (3) 参加者の主体性や自主性・自発性を大切にした適切な指導支援を実施する。
- (4) 保護者と協力しながら、参加者の健全な成長を支援する。
- (5) クラブの理念に沿った指導を行い、不適切な行為を防止する。

第 35 条（禁止事項）

1 本クラブ活動の参加者及び指導者は、活動の運営および安全な環境維持を妨げる次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 参加者、指導者または運営主体に対して、暴力、暴言、性暴力及び各種ハラスメントを行うこと。
- (2) 窃盗、盗撮等の違法行為、または公序良俗に反する行為。
- (3) 学校施設の設備等の損壊、落書き、無許可で備品を持ち出すこと。
- (4) 施設内への刃物等の危険物の持ち込み、酒気を帯びた状態での施設利用、及び施設内での喫煙（電子タバコを含む）を行うこと。
- (5) 会員契約の未成立又は指導者認定資格のない状態で活動に参加すること。
- (6) 活動において政治活動、宗教活動、営業活動を行うこと。
- (7) 業務上知り得た個人情報の漏洩、他者の名誉毀損、およびプライバシーを侵害すること。
- (8) 運営主体や指導者による回答後も同じ意見や要望を繰り返すこと。または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、運営スタッフや指導者の業務を妨げること。
- (9) 保護者の同意なく、活動の画像・動画を撮影すること、及び SNS やインターネット上への投稿、他者を誹謗中傷する発言、個人の特定につながる情報を掲載すること。
- (10) 指導者と生徒との間において、電話、メール、SNS 等を通じた私的な交流を行うこと。

- (11)参加者の意向を無視して特定の進路を強要・誘導すること。
 - (12)その他ガイドライン、社会規範、姫路市立学校目的外使用条例、姫路市立学校目的外使用規則、または法令に反する一切の行為。
- 2 前項各号のいずれかに該当する行為があるとき、管理主体は指導者の認定取消し、運営主体は参加資格の取消し等の措置を講じることができる。

第6章 実施団体への指導助言等

第36条（活動把握）

- 1 運営主体は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、実施団体の取組状況等を適宜把握する。

第37条（報告）

- 1 運営主体は、実施団体が以下に該当する場合は、状況把握を行ったうえで、必要に応じて管理主体へ報告を行う。
- (1) ガイドラインに示す認定要件を欠くに至ったと認めるとき
 - (2) 会員契約が成立していない参加者を把握していたにもかかわらず、運営主体へ報告しなかったとき
 - (3) 法令又は本規約に違反していると認めたとき
 - (4) 運営又は指導が著しく適正を欠くと認めるとき
 - (5) 不正な手段等により認定を受けたとき
 - (6) 実施団体から認定取消の申し出があったとき

第38条（実施団体取消手続き）

- 1 管理主体は、運営主体より第37条に基づき報告を受けた場合は、次に掲げる号に基づき、実施団体認定取消しを行う。
- (1) 管理主体は、関係者からの事情聴取、証拠の収集等を行い、取消しの要否及び内容を審議する。
 - (2) 管理主体は、審議の結果に基づき、取消しの要否を決定する。
 - (3) 取消しの決定にあたっては、実施団体の代表者に対し事前に弁明の機会を与えるものとする。ただし、第37条第1項第6号の場合は弁明の機会を省略できる。
 - (4) 取消しの内容は、代表者に対し取消理由を明示した書面により通知する。

第7章 処分（会員資格及び指導者認定資格の取消し）

第39条（処分手続き）

- 1 参加者・指導者が本規約に違反した場合は、次に掲げる各号に基づき、処分を行う。
 - (1) 運営主体は、関係者からの事情聴取、証拠の収集等を行い、処分の要否及び内容を管理主体と審議する。
 - (2) 審議の結果に基づき、処分を決定する。
 - (3) 処分の決定にあたっては、対象者に対し事前に弁明の機会を与えるものとする。
 - (4) 処分の内容を対象者に対し処分理由を明示した書面により通知する。

第40条（不適切行為・違反行為への処分）

- 1 規定に反する不適格行為や違反行為が確認された場合、対象者の区分に応じ、以下の処分を段階的に適用する。
 - (1) 参加者に対する処分
 - ・注意：違反行為について口頭または書面による注意・改善要請を行う。
 - ・退会：本クラブからの退会を命じ、活動の参加を禁止する。
 - (2) 指導者に対する処分
 - ・注意：違反行為について口頭または書面による注意・改善要請を行う。
 - ・除名：指導者としての認定を取消し、以後一切の指導を禁止する。
- 2 前項の「退会」および「除名」は、重大な違反が認められる場合のほか、注意を受けたにもかかわらず改善が見られないと判断した場合に適用する。
- 3 運営主体は、違反行為の内容が社会的・教育的に重大な影響を及ぼすと判断した場合、必要に応じて関係機関（在籍中学校、警察、関係団体等）への報告および情報共有を行うことができる。

第8章 ハラスメント・不適切行為等通報相談窓口

第41条（相談窓口の設置）

- 1 本クラブ活動は、ハラスメントや不適切行為の防止及び早期対応を図るため、相談窓口（以下「窓口」という）を設置する。窓口は運営主体内に置くものとする。
 - (1) 窓口は、必要に応じて管理主体と連携して対応する。
 - (2) 窓口は、本クラブ活動に関与するすべての者が利用できるものとする。

第 42 条（相談対応の方針）

- 1 窓口は、次に掲げる号に基づき、相談を受けることとする。
 - (1) 相談内容は秘密保持を徹底し、相談者の同意なく第三者に開示しない。
 - (2) 倫理・コンプライアンス規程に違反する疑いのある行為が報告された場合、管理主体と連携し、必要に応じて関係者への聞き取り等の事実確認を行う。
 - (3) 違反行為が確認された場合は、処分規程に基づき、適切な措置を講じる。
 - (4) 必要に応じて、関係機関（学校、競技団体、行政機関等）への報告を行う。
 - (5) 匿名での相談も受け付けるが、調査や処分にあたっては実名の提供を求める場合がある。
 - (6) 相談を行う際は、可能な限り事実関係・関係者・日時・場所等を明確にするよう努めることとする。

第 43 条（不利益取扱いの禁止）

- 1 窓口の利用を理由として相談者に対して実施団体及び指導者が不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 不利益取扱いが確認された場合は、運営主体はハラスメント行為と見なし、処分規程に基づき厳正に対処する。

第 9 章 その他

第 44 条（本規約の変更）

- 1 国や県等が定めるガイドライン、法令等の改正により、運営主体は管理主体と協議のうえ本規約を変更することがある。
- 2 規約を変更する場合は、その内容及び適用開始日を、ホームページ又はポータルサイトなどを通じて、あらかじめ参加者、保護者、指導者に通知する。
- 3 変更後の規約は、前項に定める方法での通知により効力を生じ、参加者、保護者、指導者がその後も本クラブを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

本規約は、令和 8 年 月 日から施行する。